

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年1月4日 11時40分ごろ
発生場所	福岡県糸島市船越漁港南東方沖 加布里港西防波堤灯台から真方位272° 1.1海里付近 (概位 北緯33° 33.0′ 東経130° 08.2′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、浸水して転覆した。
事故調査の経過	令和2年1月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ3m未満）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波向 北東、波高 約1m、水温 約18℃
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、船越漁港沖合の養殖いかだに船体の左舷側をロープで係留して釣りをした後、帰航しようと、操縦者が中腰の姿勢で道具の後片付けを行いながら船外機を始動し、乗り出すようにロープを解いて養殖いかだから離れようとしたところ、重心が左舷側に偏り、船尾方から波を受けて転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、養殖いかだに上がって携帯電話で消防署に通報した後、水難救済会の救助艇に救助され、本船は、船越漁港にえい航された。</p> <p>操縦者及び同乗者は、固型式の救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船外機を始動してロープを解き、養殖いかだから離れる際、重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜し、船尾方から波を受けて乾舷を越え海水が流入し、海水が滞留して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船外機を始動してロープを解き、養殖いかだから離れる際、重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜し、船尾方から波を受けて乾舷を越えた海水が流入し、海水が滞留して転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ミニボートは、船体の幅が狭く傾きやすいので、片舷に重量が寄らないようにすること。

・サイドフロートを装着することが望ましい。